

適用基準・法規

適用基準ならびに法規には以下のようなものがあります。

破裂板式安全装置 (JIS B8226)
圧力容器構造規格
高圧ガス保安法
消防法
ASME Sec. III,
API Guide

Refrigeration code
ICC regulation
Compressor systems standard
Marine engineering regulation

認証・適合規格

1. ISO9001認証取得（国際的品質管理システム）
弊社は、圧力レリーフ機器に関する受注から出荷及び付帯サービスまでの品質保証システムに関して、国際標準化機構による品質保証規格である ISO9001 の認証を取得しています。



2. ASME UDスタンプ
アメリカ機械学会による圧力レリーフ製造メーカーとしての認定で、ASMEコードにもとづいて破裂板を製造していることを保証しています。
UDスタンプ：ASME Sec. Ⅲ 圧力容器用



3. CEマーキング
欧州としての統一規格で、EU指令（EU Directive）です。その域内に流通される製品はその共通ルールのEU指令に適合させる必要があります。その表示方法がCEマーキング（CEマークの添付）です。
CEとは、"Commuaute Europeenne"(仏語) 英語では "European Community")の略語で、そのEU指令には、機械指令、EMC指令、低電圧指令、R&TTE指令、医療機器指令、簡易（単純）圧力容器指令、玩具の安全性指令等があります。その製品が関連する各指令に適合させCEマーキングの表示をし出荷します。
CEマーキングの表示により、安全な高品質な製品であるという宣言を"製造メーカー自身"が行ったもので、EU加盟国で自由な流通が許可されます。



4. 中国向け破裂板の安全品質認定許可工場, Safety Quality License (SQL) certificate
中国国による破裂板の認定で、中国に納入することができます。